

函館市工業用地貸付審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市工業団地等土地の貸付け実施要綱（平成23年6月1日施行）第6条の規定に基づき、工業用地貸付審査委員会（以下「委員会」という。）の構成および運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成等)

第2条 委員会は、次の職にある者をもって構成する。

副市長，企画部長，財務部長，経済部長

(委員長等)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1人を置き、委員長は、経済部を所管する副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、金融機関その他事業経営に関し知識経験を有する者の意見を求めることができる。

6 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済部において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。